

平成29年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成29年3月24日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 蘭	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5．本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	西山俊英
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課 財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	坂口浩二
総務部長	馬場洋輝	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
市民部長 兼市民課長	本莊安政	農林水産課長	木村勝幸
環境経済部長	富重巧齊	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	松尾正春	上下水道課長	木下康彦
教育部長	大津一義	学校教育課長	加藤武美
消防長	北嶋俊治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- (2) 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- (3) 同意第3号 公平委員会委員の選任について
- (4) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (5) 議案第1号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第2号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第3号 みやま市防災会議条例及びみやま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第4号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第5号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第6号 公益的法人等へのみやま市職員の派遣等に関する条例の制定について
- (11) 議案第7号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第8号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第9号 みやま市雇用促進住宅山川宿舍入居者駐車場条例を廃止する条例の制定について
- (14) 議案第10号 みやま市合併市基本計画の変更について
- (15) 議案第11号 みやま市道路線の廃止について
- (16) 議案第12号 みやま市道路線の認定について
- (17) 議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算
- (18) 議案第18号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (19) 議案第19号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (20) 議案第20号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (21) 議案第21号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (22) 議案第22号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (23) 議案第23号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (24) 議案第24号 平成29年度みやま市用地特別会計予算

(25) 議案第25号 平成29年度みやま市水道事業会計予算

(26) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時31分 開議

議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、10番瀬口健君及び14番中島一博君から発言等の申し出がっております。

これにつきましては、3月8日の本会議終了後に議会運営委員会を開催させていただき、3月7日の瀬口議員の一般質問の発言の中で、議員全体に向けた発言と誤解して受け取られるような部分がありましたので、議会運営委員会としては当議員にこの件について陳謝を求めるととされました。

また、3月8日の中島議員の一般質問中に不適切な発言があり、本人より発言取り消しの申し出を行うことが議会運営委員会に報告されておりました。

まず、瀬口健君の発言を許します。10番瀬口健君。

10番（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。ただいま議長のほうから報告がございましたように、第1回定例会の一般質問の中で次のような発言をしたと、この発言の中で誤解を生むようなところがあったということで、ただいまより陳謝を申し上げます。

中身は下楠田市営住宅の件でございまして、「こういうことを黙って見過ごすには議員として非常に失格であるというふうに私は思います。また、行政のチェック機関としての議会としても体をなさないんじゃないかというものでございます。」、こういうところでございまして、議会は行政のチェック機関である、私はその中の一議員としてこのことを見過ごすことはできないと、私個人の意見として申したつもりでございましたけれども、一部の議員から、議員全体の意見とも受け取られる発言だとの指摘があり、議会運営委員会より陳謝を求めよう要求がございましたので、ここで陳謝をいたすところでございます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

続きまして、中島一博君から、3月8日の会議における発言につきまして、会議規則第65条の規定により、お手元に配りました発言取り消しの申出書に記載してありました部分を取り消したいとの申し出がっております。

中島一博君の発言を許します。14番中島一博君。

14番（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。発言取り消しの説明を申し上げます。

お手元に配付しております発言取消書のとおり、平成29年3月8日の会議における私の3校区小学校跡地等の利用計画についての質問における発言のうち、職員個人の固有名詞及び執行部の人事権に介入する部分があったので、発言の取り消しについて議会において許可されるよう会議規則第65条の規定により申し出ます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

それでは、ここでお諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、中島一博君からの発言取り消しの申し出を許可することと決定いたしました。

日程第1 同意第1号

議長（牛嶋利三君）

日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長お願いします。

市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、樺島靖子氏の任期が平成29年3月31日で満了いたしますので、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

樺島氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当

該職に最適な方と考えております。

なお、同委員の任期は、同法の一部を改正する法律附則第4条の規定により平成32年3月31日までといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

同意第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第2 同意第2号

議長（牛嶋利三君）

日程第2．同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長お願いします。

市長（西原 親君）（登壇）

同意第2号 みやま市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、早川京子氏の任期が平成29年3月29日で満了いたしますので、今回新たに湯汲和代氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

湯汲氏は、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

なお、同委員は、同法第4条第5項の規定に基づく保護者の委員として任命するものであり、また任期は、同法の一部を改正する法律附則第4条の規定により平成31年3月31日までといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

同意第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第3 同意第3号

議長（牛嶋利三君）

日程第3 同意第3号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長お願いします。

市長（西原 親君）（登壇）

同意第3号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、松尾幹二郎氏の任期が平成29年3月31日で満了いたしますので、今回新たに高田ミチ子氏をみやま市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

高田ミチ子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

同意第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第4 諮問第1号

議長（牛嶋利三君）

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長お願いします。

市長（西原 親君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、長岡秀美氏の任期が平成29年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として松藤春樹氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

松藤春樹氏については、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで皆さんにお諮りをいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定いたしました。

ここで一旦議事を中断いたしまして、先ほど同意及び諮問の人事案件につきまして該当者からの自己紹介を受けていきたいと思っておりますので、暫時休憩をいたします。

午前9時45分 休憩

午前9時49分 再開

議長（牛嶋利三君）

それでは、議事を再開してまいります。

日程第5 議案第1号

議長（牛嶋利三君）

日程第5 議案第1号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長お願いいたします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、付託されました議案について総務常任委員会委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、情報公開における部分開示の決定及び審査請求が提出された際の審査請求人の意見陳述について、国が定める「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び「行政不服審査法」の規定に準拠させるため、所要の改正を行うものです。

今回の法改正により、情報公開の開示請求において対象公文書に個人情報等の非開示情報が含まれる場合、公開部分に有意な情報が含まれない場合においては、部分開示の対象から除外することにより開示請求事務の効率化を図るとともに、開示決定に対する審査請求が提出された際における審査請求人への審査会への意見陳述の例外を明確にするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第2号

議長（牛嶋利三君）

日程第6 議案第2号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めて

まいります。上津原総務常任委員会委員長お願いいたします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」並びに「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」が本年5月30日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

今回の改正は、個人情報の定義を明確にし、いわゆるマイナンバー法に定めた国や地方公共団体等の相互連携による事務について、新たに市が条例で定めた独自利用事務が加えられたこと等により本条例の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第3号

議長（牛嶋利三君）

日程第7 議案第3号 みやま市防災会議条例及びみやま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長をお願いします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市防災会議条例及びみやま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、災害対策基本法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

防災会議条例の主な改正内容は、「災害に関する情報の収集」を災害対策本部に一元化するとともに、新たに「防災に関する重要事項の審議」を加えるものです。

また、災害対策本部条例の改正では、条例の根拠規定として引用している条文の変更に伴い、規定整備を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市防災会議条例及びみやま市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第4号

議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第4号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。上津原総務常任委員会委員長お願いします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、国においても関係法令が改正されたことに伴い、介護休暇の取得方法について国家

公務員に準じた改正を行うものです。

具体的には、介護休暇の取得について6カ月の期間を3つの期間に分割して取得できるようになること及び3年の期間内において1日につき2時間の範囲内で取得できる介護時間を新設するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第5号

議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第5号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めて

まいります。上津原総務常任委員会委員長お願いします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を改正するものです。

具体的には、対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を新たに加えるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第6号

議長（牛嶋利三君）

日程第10．議案第6号 公益的法人等へのみやま市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。上津原総務常任委員会委員長をお願いします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第6号 公益的法人等へのみやま市職員の派遣等に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に対し本市の職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例を制定するものです。

具体的には、平成29年度よりみやま市社会福祉協議会へ派遣を行い、職員の有する行政事務の知識を生かして円滑な事業推進や行政施策の調整に努めるもので、派遣する職員の処遇のほか、必要な事項を規定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 公益的法人等へのみやま市職員の派遣等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第7号

議長（牛嶋利三君）

日程第11．議案第7号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長お願いします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、本荘市民部長、盛田税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、消費税率を10%に引き上げる時期を平成31年10月1日とする地方税法等の改正が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、みやま市税条例について所要な改正を行うものです。

具体的には、自動車取得税の廃止に伴い、新たに自動車等の取得時に環境性能に応じた環境性能割が課税されること及びこれまでの軽自動車税が種別割との名称に変更され、環境性能割と種別割をあわせて軽自動車税と称することなどであります。

また、法人住民税について、消費税率の改定時期の変更に伴い、施行日を平成31年10月1日とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第8号

議長（牛嶋利三君）

日程第12．議案第8号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いをいたします。

文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第 8 号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に、加藤保健福祉部長、吉開介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、介護保険施行令の一部を改正する政令の施行に基づきまして、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例を定めるため、条例を改正するものです。

本条例の概要は、保険料段階の判定に所得を図る指標として合計所得を用いておりますが、現状では、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていません。このため、土地収用等で土地を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。この土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責めを帰さない理由による場合もあることから、保険料の段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第 8 号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第9号

議長（牛嶋利三君）

日程第13．議案第9号 みやま市雇用促進住宅山川宿舎入居者駐車場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市雇用促進住宅山川宿舎入居者駐車場条例を廃止する条例の制定につきまして、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月21日に、松尾建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求めまして、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構からの雇用促進住宅山川宿舎の譲渡により、みやま市定住促進住宅山川団地となったことに伴い、山川宿舎入居者駐車場の管理運営を、昨年9月議会で議決いたしました「みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき本年の1月1日より行っていることから、本条例を廃止するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市雇用促進住宅山川宿舍入居者駐車場条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第10号

議長（牛嶋利三君）

日程第14．議案第10号 みやま市合併市基本計画の変更についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。再び、上津原総務常任委員会委員長お願いいたします。

総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第10号 みやま市合併市基本計画の変更について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、馬場総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、旧合併特例法の規定による合併特例債の発行期間の特例が定められ、合併後10年間で合併後15年間へと延期されたことに伴い、合併特例事業推進要綱の一部改正が行われたため、合併推進債の適用期間を5年間延長するため合併市基本計画の変更をするもので、市町村の

合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、本計画の策定については、同法第6条第7項の規定による県との協議についても調べております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市合併市基本計画の変更につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第11号

議長（牛嶋利三君）

日程第15．議案第11号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましては産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長の報告をいたします。

議案第11号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月21日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行って、その後、委員会室において、松尾建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道路線の廃止をするものであります。

議案書中の「番号1」の7路線につきましては、国道208号浦島橋改修や県道高田山川線バイパス及び国道443号バイパス施工によりまして、市道路線の起点・終点の変更のために廃止するものでございます。

「番号2」の4路線につきましては路線の見直しによる廃止、「番号3」の2路線につきましては圃場整備に伴い廃止するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果を報告いたします。終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第12号

議長（牛嶋利三君）

日程第16．議案第12号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。野田産業建設常任委員会委員長お願いします。

産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

議案第12号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月21日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行いまして、その後、委員会室において、松尾建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

議案書中の「番号1」の10路線は、県道高田山川バイパス事業に伴い、県道でございます高田山川線の一部を重複して市道として認定するものや、国道208号浦島橋改修及び国道443号バイパス施工により市へ移管された道路や工事による起点・終点の変更があるものを整理し、認定するものであります。

「番号2」の6路線は、開発行為等により宅地造成された道路の帰属や寄附を受けたもので、新たに市道路線として認定するものであります。

「番号3」の1路線は旧市営住宅東町団地の用途変更に伴う認定、それから、「番号4」の2路線は道路新設により新たに市道路線として認定するものでございます。

「番号5」の2路線は市道路線の見直しによる認定、「番号6」の25路線は圃場整備により造成された山川地区の三峰工区、中原・佐野工区、日当川・赤山工区、西潟・屋敷工区の道路の市道認定をするものでございます。

なお、議決後における平成28年度末における市道の状況につきましては、1級道路が32路線で延長が6万6,838.1メートルでございます。2級道路が48路線で7万1,200.1メートルでございます。その他道路が3,006路線で85万5,698.8メートルでございます。総合計で

3,086路線です。総延長が99万3,737メートルとなるものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市道路線の認定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前10時28分 休憩

午前10時46分 再開

議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17～第25 議案第17号～議案第25号

議長（牛嶋利三君）

日程第17．議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算から日程第25．議案第25号 平

成29年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。荒巻予算審査特別委員会委員長お願いいたします。

予算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

それでは、予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、みやま市議会会議規則第39条の規定により御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託をされました案件は、議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算から議案第25号 平成29年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成をいたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月6日、13日、14日、22日の4日間、分科会は3月15日、16日、21日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算の規模といたしましては19,350,000千円となっております。前年度と比較して923,000千円の増で、率にしてプラス5%、過去最大の予算規模で積極型予算となっております。

本年度予算のハード事業では、バイオマスセンター整備事業や新火葬場建設、新ごみ処理施設に係る建設負担金、下楠田団地建てかえ事業などに予算の配分がなされております。

一方、ソフト事業では、子ども医療費の公費助成や放課後児童クラブや中学校35人学級制の拡充やコミュニティーバス整備などに予算の配分がなされています。

続いて、議案第18号から議案第24号までの7件の特別会計予算について申し上げます。

7つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ13,136,169千円とし、前年度対比172,420千円の増で、率にして1.3%の増となっております。

続いて、議案第25号 水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を546,400千円と見込み、支出の事業費を514,379千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を105,356千円、支出を337,111千円と見込んでおり、収支不足額の231,755千円については損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が平成29年度予算の概要でございます。

本年度予算は、人口減少に歯どめをかけるため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、実効性のある具体的施策を積極的に推進し、地方創生と市民福祉の向上を目指し、「安全・安心なまちづくり」「人口減少対策」「農業の振興」「都市基盤の整備」「教育の充実」などに重点を置いた過去最大の積極型予算となっております。

一方、自主財源の少ない本市にとって、今後、普通交付税の合併算定がえの特例が段階的に縮減され、財政状況が厳しくなることが予想される中、多様化する行政需要に対応するため、さらなる自主財源の確保、費用対効果を見きわめた行政改革の確実な推進及び柔軟な行政運営が求められています。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、予算の執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計については、1．安全・安心のまちづくりの中で、自主防災組織設立の推進を図ること。

2．ふるさと納税については、農産物に限らず新たな返礼品を発掘し、納税者の拡大に努めること。

3．市のPR動画を活用し、みやま市の魅力的な情報発信に努め、定住促進につなげること。

4．市民課住民係については、自動発券機の導入により個人情報保護に努めるとともに、市民が利用しやすい窓口にすること。

5．子どもの貧困対策推進計画の策定において、市民の意見を十分に取り入れること。

6．住民健診制度のさらなる拡充を検討すること。

7．農漁業の振興を図るため、国・県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること。

8．有害鳥獣駆除対策については、対策は講じられているものの、年々被害が拡大しているため、さらなる強化を図ること。

9．アンテナショップについては、より効果のある仕組みを考え、採算性を考慮し進めること。

10. のり漁業と密接な関係のある二枚貝漁業の振興を検討すること。

11. 荒廃森林の特に竹林に対する対策については、関係機関と十分に協議を行い対応すること。

12. 空き店舗対策などの商工業活性化対策及び企業誘致政策を積極的に行うこと。

13. 安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。

14. 道路行政については、中・長期的計画を念頭に置き進めること。

15. スクールソーシャルワーカー活動の充実を図ること。

16. コミュニティスクールについては、みやま版として充実したものとなるよう取り組むこと。

17. 電子黒板の設置に当たっては、充実したICT教育の推進に努めること。

次に、介護保険事業特別会計について。

平成29年度に始まる総合事業の早期の確立と充実を図ること。

次に、生活排水処理事業特別会計について。

合併浄化槽設置推進に関する啓発を強化すること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第17号については、修正動議が提出をされましたが、原案について賛成多数で可決しました。

また、議案第18号から議案第25号までの8議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、日程第17. 議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算について、討論を行います。

議案第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成29年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第18．議案第18号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

議案第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第19．議案第19号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

議案第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第20．議案第20号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

議案第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第21．議案第21号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

議案第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第22．議案第22号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

議案第22号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第23．議案第23号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について、討論を行います。

議案第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第24．議案第24号 平成29年度みやま市用地特別会計予算について、討論を行います。

議案第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成29年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第25．議案第25号 平成29年度みやま市水道事業会計予算について、討論を行います。

議案第25号の討論につきましては、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成29年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第26 閉会中の継続調査の申出について

議長（牛嶋利三君）

日程第26．閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

ここで皆さん方にお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

上記会議の次第は、梅津俊朗の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 宮本 五市

みやま市議会議員 奥園 由美子